

司法書士実務家講演会

『変わりゆく司法書士業務～平成14年司法書士法改正のもたらしたもの』

12月18日(日) LEC 池袋本校にて

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、このたび、司法書士・伊見真希氏をお招きし、12月18日(日)にLEC池袋本校にて『変わりゆく司法書士業務～平成14年司法書士法改正のもたらしたもの』と題した特別講演会を開催いたします。

【司法書士とは?】

司法書士には、不動産売買・不動産賃貸借・金銭消費貸借といった市民の身近な法律問題の相談を受けたり、個人・企業に関わる登記など法律上の手続を代理したりする業務・役割があることから、「街の法律家」と呼ばれています。従来からの登記業務のほか、成年後見業務、平成15年に付与された簡易裁判所などにおける訴訟代理等を行う業務(※)と、多岐に渡り活躍の場を拓けています。


(※) 簡易裁判所での訴訟代理等を行う業務：簡易裁判所におけるさまざまな手続についての代理、裁判外での和解の代理や相談といった業務。いずれも、請求額が簡易裁判所の事物管轄を限度とする民事紛争において、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができる

◆ 司法書士としての社会貢献とは

従来、司法書士の業務は不動産登記業務を主要な業務とし、商業登記のほか、裁判所への提出書類作成などの業務が中心でした。しかし、約20年ほど前から、司法書士の業務は大きく変化し、消費者金融問題、高齢者の財産を守る成年後見業務、さらには企業法務など、業務の幅が広がり、平成14年法改正により、簡易裁判所における訴訟代理業務や裁判外での和解代理権等も付与され、市民生活における身近な法律家としてますます活躍が期待されています。

本講演では、司法書士登録後から市民の権利擁護および法制度の発展に尽力されてきた伊見氏に、これからの司法書士がなすべき業務とはどのようなものであるのか、次の改正事項として注目されている家事事件および民事執行事件の代理権付与についてお話いただきます。

◆ 講演会概要

タイトル	変わりゆく司法書士業務～平成14年司法書士法改正のもたらしたもの	
講師	伊見 真希 氏 (司法書士・千葉司法書士会副会長・日司連子どもの権利擁護委員会委員・ 千葉県多重債務対策会議幹事(福祉行政班担当)) <略歴> 1996年司法書士登録(千葉司法書士会)。2007年全国青年司法書士協議会会長。ホームレス状態にある方など生活困窮者の法的支援を通して、多重債務問題と公的扶助の問題に取り組む。	
開催日時	2011年12月18日(日) 11:00～12:30 ※質疑応答含む	
会場	LEC 池袋本校 【所在地】東京都豊島区南池袋 1-25-11 第15野萩ビル(受付4階) 【交通】JR・西武池袋線・東武東上線・副都心線池袋駅東口を出て、徒歩3分。またはJR有楽町線南口改札を出て、西武百貨店方向へ直進。南池袋、雑司ヶ谷方面地下道路進み、39番出口より徒歩1分。 <同時中継会場> 松山本校 広島本校 岡山本校 静岡本校 名古屋駅前本校 仙台本校 札幌本校 横浜本校 京都駅前本校 梅田駅前本校 神戸本校 福岡本校 那覇本校	
参加料	無料	
対象	司法書士にご関心のある方、司法書士を目指している方、司法書士業務に従事している方	

★詳細はこちら→ <http://www.lec-jp.com/event/entry/index.php?id=2347>

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL:0570-064-464
 取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 広報課 TEL:03-5913-6220